子どもと
海外へ行く方へ
日本へ戻る方へ

ハーグ条約
（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）について

外務省

国際結婚をしている方,
これから国際結婚をする予定の方,
海外で暮らしている方,
これから海外で暮らそうとしている方･･･

ハーグ条約をご存じですか。

子どもを連れて国境を越える際の
ルールについて
正しく理解しましょう。

どんな場合に
ハーグ条約の
対象になるの？
子どもを連れて
出入国する時に
注意することはあるの？
ハーグ条約って，
どんな条約なの？
子どもを連れて
日本／海外へ行くことを
考えているけど…
勝手に子どもを連れて
出国したら逮捕されるの？
外国で困ったことが
あった場合，
どこに相談したらいいの？

子どもを連れて出入国するときの注意点

●国によっては，一方の親のみが子どもを連れて出入国する場合に，渡航同意書の提示を求められることがあります。また，あらかじめ裁判所に子どもを連れた出国の許可を求めなければならない国もあります。

●日本を出入国する際には，渡航同意書を提示する必要はありません。

各国の制度については，それぞれの国の当局又は現地の日本在外公館にお問合せください。

渡航同意書って？

子どもの渡航について，両方の親が同意していることを示す書面です。

●一方の親の同意を得ずに子どもを国外に連れ出すことが，実の子どもであっても，誘拐罪等の対象とされる国があります。その場合，その国に再入国したときに逮捕されることがあります。

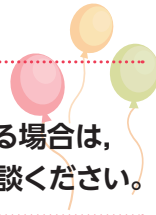

そのようなことが起きないよう，
子どもを連れて出入国することを希望する場合は，
その国の法律に詳しい弁護士によくご相談ください。

国境を越えて子どもを移動させる場合，ハーグ条約の対象となる可能性があります。

Q ハーグ条約とは？

「ハーグ条約」正式名称

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」

ハーグ条約は次の2つのことを定めています。

⑴一方の親により，もう一方の親の同意を得ないまま連れ去られた子どもを，元々住んでいた国に返還するための国際協力の枠組み。

⑵別々の国にいる親と子の面会交流の機会を確保するための国際協力の枠組み。

Q ハーグ条約上の不法な連れ去り又は留置って何？

一方の親の監護権を侵害する形（例：一方の親の同意が無い場合）で，子どもを常居所地国から出国させること（連れ去り）や，約束した期限を経過しても子どもを常居所地国に戻さないこと（留置）です。

どんな場合にハーグ条約の対象になるの？

●お子さんは何歳ですか？

16歳未満の子どもが対象です。

●対象国はどこですか？

ハーグ条約締約国一覧は下記ホームページでご確認いただけます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023749.pdf

●返還を求める場合の要件は？

日本の中央当局から返還に係る援助を受けるためには，元いた国と現在いる国との間でハーグ条約が発効した後に連れ去り／留置が行われたこと，及び残された側の親である申請者がお子さんについて監護の権利を有していることが必要です。

●面会交流を求める場合の要件は？

日本の中央当局から面会交流に係る援助を受けるためには，お子さんと，現時点で面会交流が妨げられている親（申請者）が，お子さんと面会交流をする権利を有していることが必要です。

（注）父母が日本人同士であってもハーグ条約の対象になります。現在お住まいの国がハーグ条約の締約国でない場合にはハーグ条約の対象となりませんが，お住まいの国によっては，もう一方の親の同意なく子どもを連れて国外に移動すると刑事訴追等の対象になる場合があります。子どもを連れて渡航する場合は注意が必要です。

外国で困ったことがあったら…

外国で困ったことがあったら…

その国にある日本の大使館，総領事館など（在外公館）に相談することができます。

- 渉外家事事件に詳しい弁護士（可能な場合には日本語が通じる弁護士），通訳・翻訳者，調停機関，面会交流支援機関，ＤＶ被害者支援団体の紹介
- 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・支援の要請
- 領事による相談対応（要請があれば記録を相談者に提供できます。）

米国，カナダ，オーストラリア，英国，ドイツのDV被害者支援団体には，日本語で相談できる相談員を置いています。

DV被害に関してお悩みのことがありましたら，ぜひご相談ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000852.html#section3

ハーグ条約についてご不明な点，
ご心配な点などがございましたら，
ハーグ条約室にご連絡ください。
また，外務省のホームページにも
詳しいご案内を掲載しています。

外務省領事局ハーグ条約室

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL 03－5501－8466
平日午前9時から午後5時まで（12時30分から13時30分を除く）

E-mail hagueconventionjapan@mofa.go.jp

URL http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html